

# 法令改正のお知らせ

平成22年5月21日  
事務支援室支援資料



## 公務員の「子ども手当」手続きが始まります

4月から始まった「子ども手当」制度は、従来の「児童手当」より支給対象が拡大し、親等の所得制限もなくなりました。

中学2・3年生のお子さんを養育されている方、また、所得制限等により児童手当を受給していなかった方は、申請手続きが必要です。

### ☆支給対象

「満15歳以後の最初の3月31日までの間にある子ども」（中学3年生以下）

※「児童手当」は小学校修了前 ⇨ 「子ども手当」は中学校修了前  
(親等の所得制限あり) (親等の所得制限なし)

以下、学年  
は目安です

### ☆手当の額

子ども一人につき月額13,000円

※「児童手当」は一人につき月額5,000円か10,000円(人数による)

### ☆支払期日(年3回、4ヶ月分をまとめて支給)

① 6/7 (2~5月分)

※22年度は4・5月分(児童手当受給者のみ児童手当2・3月分も支給)

② 10/7 (6~9月分)

③ 2/7 (10~1月分)

### ☆手続き

#### (1) 子ども全員が中学1年生以下で、児童手当を受給している方

→手続き不要。自動的に「子ども手当」へと切り替わります。

#### (2) 中学2・3年生を養育し、中学1年生以下の児童手当を受給している場合

→①「子ども手当額改定認定請求書」

②世帯全員の住民票(原本)(表示事項を省略していないもの)

③「子ども手当別居監護申立書」(単身赴任等で子どもと別居している場合)

#### (3) 中学2・3年生を養育し、中学1年生以下の児童手当を受給していない場合

(中学1年生以下の児童手当が所得制限により支給されていない場合も含む)

→①「子ども手当認定請求書」、(2)の②③

### ☆申請期日(教育事務所必着 早めの手続きをお勧めします)

① **5/25まで** →6/7支給(教育事務所の審査・入力が間に合った場合)

② **6/25** ③ **7/26** ④ **8/25** ⑤ **9/30まで** →給料支給日か10/7(未定)

※経過措置により、9/30までに認定請求をした場合は4月分から支給されます。

※新採用者の該当者は、申請時点における住所地の市町村でも手続きしてください。

(4月分は住居地の市町村から、5月分以降は県から支給されるため)

※出生等の場合は、事実発生より15日以内に申請(必着)してください。

### ☆上記以外の提出書類

#### ①子ども手当現況届(6月中〆切)

子ども手当の受給者(上記(1)全員と、(2)(3)のうち5/25までに申請済の方は、6/1の現況を教育事務所へ届け出ます。(所得制限がないので所得証明書は不要)

#### ②住民票謄本(前回証明日より3年経過時)

児童手当に関し提出済の住民票謄本の証明日から3年を経過した時点で、世帯全員の住民票(原本)を再提出します。(児童手当認定請求書・額改定認定請求書の備考欄に、次回住民票提出年月日をメモしています)